平成２３年（フ）第４１１号
大阪市淀川区塚本５丁目３番11―510号
債務者　小倉　一樹
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１３号
大阪府箕面市小野原西６丁目13番34―511号
債務者　西村裕美子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番６―618号
債務者　上寺　直美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２号
松江市八束町二子828番地６、前住所島根県安来市安来町1430番地
債務者　佐藤　智博（旧姓矢田）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６２号
神奈川県逗子市久木７丁目７番33号　コンフォール21―101号室
債務者　白井　光彦
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２３７号
山口県周南市青山町８番11号　好日荘105号
債務者　清水　喜代
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３９号
山口県周南市大字徳山7783番地
債務者　藤本　香織
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２４７号
山口県周南市昭和通１丁目９番地平和ビル403号
債務者　大和　正子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２号
山口県周南市大字徳山5641番地の１　コーポ岐山102号
債務者　貞森美智子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１０８４号
熊本県宇土市宮庄町88番地８
債務者　眞村　篤子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０９４号
熊本県上天草市大矢野町中5999番地
債務者　中田由美子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８９４号
愛知県岡崎市中島町字中道10番地　レオパレス鈴風202
債務者　當間あゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
愛知県安城市相生町13番17号　リバティ杉402
債務者　柄本　恭一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１１号
愛知県安城市相生町13番17号　リバティ杉402
債務者　柄本　幸恵
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
熊本県八代市日奈久新田町3530番地
債務者　黒木　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１８２９号
東京都三鷹市新川６丁目４番20号
債務者　金子　友誠
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部